

## 「学校現場における熱中症対策の推進に関する検討会」開催要綱

令和2年12月24日  
環境省大臣官房環境保健部長決定  
文部科学省総合教育政策局長決定

## 1 開催目的

近年、熱中症搬送者数が著しい増加傾向にあり、国民生活に大きな影響を及ぼしている。気候変動の影響を考慮すると、今後も、熱中症による死亡者1500人超を出した平成30年の夏のような災害級とも言える暑さが懸念され、熱中症対策は気候変動への適応の観点からも極めて重要である。

学校現場においては、小学校・中学校・高等学校等における学校の管理下における熱中症事故の発生件数（災害共済給付制度による医療費を支給した件数）の合計で毎年5000件程度の熱中症搬送が発生している。こうした状況を踏まえ、熱中症対策のためのマニュアルやガイドラインを作成している教育委員会もあるが、その数は限定的であり、内容の差も大きい。

そこで、学校現場において実際の熱中症対策や判断の参考となる事項について検討するため、有識者で構成された「学校現場における熱中症対策の推進に関する検討会」（以下「検討会」という。）を環境省と文部科学省が共同で開催するものである。

## 2 検討事項

- ①全国の都道府県・政令市・中核市の各教育委員会で作成されている熱中症対策マニュアルやガイドラインの包括的調査と優良事例の検証
- ②今夏の熱中症警戒アラート（試行）の実施地域における教育委員会の対応状況等の検証と、熱中症警戒アラート全国展開に当たっての留意点
- ③教育委員会や学校現場において必要な熱中症対策や判断の参考となる「熱中症対策ガイドライン作成の手引き（仮称）」の内容
- ④その他学校現場における実際の熱中症対策や判断に資する事項

## 3 組織

- (1) 検討会は、検討事項に関連する有識者の中から環境省大臣官房環境保健部長及び文部科学省総合教育政策局長の両部局長が委嘱する委員をもって構成する。
- (2) 検討会に座長を置き、座長は委員の互選により定め、検討会の議事運営に当たる。

- (3) 座長は、検討会に、委員の代理者の出席を認めることができる。
- (4) 座長は、検討会に、必要に応じてオブザーバーの参加を認めることができる。
- (5) 座長は、検討会に、必要に応じて専門家等を説明員として出席させることができる。
- (6) 本検討会の事務は、環境省と文部科学省が共同で行う。なお、検討会を円滑に運営するため、当該事務の一部を委託先等において処理させることができる。

#### 4 公開等

本検討会は原則として非公開とするが、検討会終了後に資料や議事録をホームページ等により公表する。ただし、個人情報保護、知的所有権保護等の観点から座長が必要と判断する際には、資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

#### 5 開催予定

本委員会は、年2回程度の開催を見込む。

#### 6 その他

その他本検討会の開催に当たり必要な事項は、座長の承認を受けて定める。